

社会福祉法人白金会 役員等報酬及び役員等費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人白金会（以下「当法人」という）定款第9条および第24条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員、評議員選任解任委員、第三者委員（以下「役員等」とする）の報酬及び役員等の費用弁償について定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、理事、監事、評議員、評議員選任解任委員及び第三者委員をいう。

(費用弁償)

第3条 役員等が業務執行のため必要な会議に出席した時は、別表の費用弁償の額により支給する。

2 前項の規定にかかわらず役員等から、費用弁償の受け取り辞退の申し出を受けた場合は、その意を受け、支払わないものとする。

(報酬)

第4条 役員が業務執行のため必要な会議に出席した時は、別表の報酬の額により支給する。

2 理事長の報酬は、月額報酬を支給する。

3 業務執行理事、理事及び監事の報酬は、日額報酬を支給する。

4 前項の規定にかかわらず役員等から、報酬の受け取り辞退の申し出を受けた場合は、その意を受け、支払わないものとする。

(報酬の支給)

第5条 理事長の報酬の支給方法及び支給日は、白金会職員の給与の支給方法及び支給日に準ずる。

2 非常勤役員等に対する報酬は、理事会及び評議員会への出席など、法人・施設運営のための業務にあたった都度、現金で支給する。

(旅費)

第6条 役員が職務のため出張をしたときは、別表2に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(適用除外)

第7条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等については適用除外とする。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する

(改廃)

第9条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 (費用弁償規程) この規程は、平成26年2月8日施行する。

附則 (役員報酬規程) この規程は、平成28年10月1日より施行する

附則 (全面改正) この規程は、令和3年7月2日から施行する。

附則 (第6条一部改正) この規程は、令和5年7月1日から施行する。

別表1（第3条、4条関係）

| 区分 | 報酬の額 | 費用弁償の額 | 備考 |
|-----------|-------------|----------|-----|
| 理事長 | 月額200,000円※ | 支給なし | 非常勤 |
| 業務執行理事 | 日額10,000円※ | 支給なし | 非常勤 |
| 理事 | 日額10,000円※ | 支給なし | 非常勤 |
| 監事 | 日額10,000円※ | 支給なし | 非常勤 |
| 評議員 | 日額10,000円※ | 支給なし | 非常勤 |
| 評議員選任解任委員 | 支給なし | 日額5,000円 | 非常勤 |
| 第三者委員 | 支給なし | 日額5,000円 | 非常勤 |

※源泉税別

別表2（第6条関係）

| 日 当 | | 宿泊料 | 旅費 |
|-------------|---------|-------------------------------|-------|
| 1日4時間以内の時 | 5,000円 | 実費 ただし、一夜につき 15,000円を限度 | 実費を支給 |
| 1日4時間を超えるとき | 10,000円 | | |